

林業土木現場技術業務委託特記仕様書

1 本現場技術業務は、委託契約条項及び林業土木現場技術業務委託標準仕様書によるほか本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

2 現場技術業務の対象

本業務を行う対象工事の概要は次のとおりとする。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	～
	工事日数 日
工 事 概 要 (工種、種別、概略数量等)	

3 本業務で行う設計変更に関する調査及び資料の作成とは、次のとおりとする。

(1) 監督員との打合せや指示により実施する次の業務

- ア 構造変更に必要な簡易横断測量及び横断図の作成
- イ 踏査による地質、湧水等の調査（アの測量箇所に限る）
- ウ 監督員が決定した構造物に関する図面作成及び数量計算（応力・安定計算、構造計算、比較設計等は除く）
- エ 工事受注者から提出された、図面、数量の照合

(2) 次の場合は、設計変更に関する資料作成に該当しない。ただし、業務委託費が増額し協議により受託者が了解した場合はこの限りでない。

- ア 主要構造物を新設する場合（仮設工事含む）
 ※主要構造物：治山ダム工（前提含む）、護岸工、土留工、水路（暗渠）工本線、なだれ防止柵工、法枠工、アンカー工、集水井工、防潮工、根固工等
- イ 構造物の施工位置の変更を伴う場合（平面・縦断・横断を全て測量する場合）
- ウ 標準図や概算数量等にて積算された場合（仮設道路含む）

4 その他

- (1) 業務に必要なとなる林業土木工事標準仕様書、その他業務に必要な図書は、受託者側で準備すること。
- (2) 業務に必要なとなる機材、作業服、靴等は受託者が準備すること。また現場技術員の服装は、現場にあった軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- (3) 業務に必要なとなる自動車は受託者が準備すること。また、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受託者の責で処置すること。
- (4) 現場技術員の現場における安全等は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう受託者において厳重に管理し、コンピュータウイルスへの感染がないようウイルスチェックソフト等の必要な措置を受託者において実施すること。また、個人情報及び工事施工に関する情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、契約期間が満了した後は、ハードディスク等のデータは完全に消去すること。
- (6) 業務に従事する現場技術員は地域住民と接する機会が多いことから、地域住民の心証を害しないよう十分に配慮すること。
- (7) 受託者は、業務実施に際し、所属、氏名等がわかる名札を着用することとする。